

1. 商品名（愛称）	年金受給者向け金利優遇定期預金（愛称：ゆとり定期）		
2. 販売対象者	次のいずれかの条件を満たす個人の方とします。		
	(1) 公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金・労災年金）を当行でお受け取りいただいている方、または当行でのお受け取りを新規にご指定の方。		
	(2) 以下の各種手当を当行でお受け取りいただいている方（旧福祉定期預金の預入対象者関連）。		
	各種手当	窓口へご提示いただく証書等(注1)	根拠法
	・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・福祉手当 ・医療特別手当 ・特別手当 ・健康管理手当 ・保健手当	・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当受給者証明書(注2) ・特別障害者手当受給者証明書(注2) ・福祉手当受給者証明書(注2) ・医療特別手当証書 ・特別手当証書 ・健康管理手当証書 ・保健手当証書	・児童扶養手当法 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 ・(旧)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
(注1) 各種手当の証書等を役所に提出中の場合は、当該証書等の保管証等のご提示でもお取扱いいたします。			
(注2) 障害児福祉手当受給者証明書、特別障害者手当受給者証明書、福祉手当受給者証明書は福祉事務所に申請をすれば交付が受けられます。			
(3) 制度上、公的年金を受給できない65歳以上の在日外国人の方で、当行とお取引が1か月以上あり、かつ公共料金の自動引落、または貯蓄預金をご利用になっている方。			
3. 預入期間	定型方式（1年、3年、5年） ※預入日のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。		
4. 預入金額	100円以上1,000万円以内（1円単位） ただし、総合口座通帳でお申込みの場合は1万円以上		
5. 預入方法	一括預入		
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。		
7. 利息	(1) 適用金利 預入時の店頭表示の利率（預入金額100円以上300万円未満、または300万円以上の区分で、預入金額、預入期間に応じたスーパー定期として店頭に表示する利率）に、0.10%を加算した利率を満期日まで適用します。（最新の店頭表示利率につきましては、店頭もしくはホームページにてご確認ください）		
	(2) 利払頻度 <単利型> 預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間3年、5年のものは、中間利払日（預入日から1年毎の応答日（応答日が満期日の場合を除く。）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第3位以下切捨て）により計算します。		
	<複利型> 満期日以後に一括して支払います。満期日以後に一括して支払います。		
(3) 計算方法 <単利型>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 <複利型>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算。			
8. 手数料	—		
9. 付加できる特約事項	(1) 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）。 (2) マル優の取扱いができます。		
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、当行所定の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。		
11. その他参考となる事項	(1) お取扱いは、一店舗のみに限らせていただきます。 なお、年金等をお受け取りのお客様（上記2.の(1)、(2)に該当する方）は、その年金等をお受け取りの店舗とさせていただきます。 (2) 預入合計額が、お一人様1,000万円以内であれば、何口でも預入いただけます。 (3) ゆとり定期で自動継続扱いのものは、満期日以降、満期日における店頭表示利率（預入金額、預入期間に応じたスーパー定期として店頭に表示する利率）に0.10%を加算した利率を適用します。ただし、自動継続時に年金受取等が確認できない場合、もしくはお利息が元金に元加され、ゆとり定期の合計預入金額が1,000万円を超過する場合には、満期日における店頭表示利率を適用します。引き続き、ゆとり定期としてお預入れをご希望の場合は、別途お手続きが必要となりますのでご注意ください。		

12. 預金保険	この預金は預金保険制度の対象商品です。
13. 課税	源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）
14. 苦情・相談窓口	みなさまの相談所 受付日：月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 窓口受付時間：午前 9：00～午後 3：00 電話受付時間：午前 8：45～午後 5：15
15. 当行が契約している指定紛争解決機関および連絡先	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109（一般電話から）または 03-5252-3772（携帯電話・PHS から） 受付日：月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前 9：00～午後 5：00